

## 望ましいみらいの学校規模・学校配置について

## 望ましいみらいの学校規模・学校配置

望ましいみらいの学校規模・学校配置については、児童生徒のよりよい教育環境を確保し、教育の質の向上や充実に加えて、一定程度の規模における学習集団での学びにより、個別最適な学びと協働的な学習をさらに進め、教育効果をさらに高めることを第一に考える必要があります。

しかしながら、今後の人口予測から児童生徒数は減少し、学校の小規模化が進むことが考えられます。また、地理的な状況や地域の様々な事情の考慮が必要な場合もあります。このようなことを踏まえ、標準的で望ましいみらいの学校規模・学校配置として基本的な方針を次のとおり定めることとします。

なお、この基本方針の学校規模・学校配置については、児童生徒の状況により変動する特別支援学級は含まず、通常の学級のみとします。

## 望ましいみらいの学校規模（学級数・学級人数）

平成27年に定められた文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（以下「手引き」という。）では、学校規模の適正化に関する基本的な考え方について、教育的な視点として「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基礎的資質を養うことを目的とし、学校では、単に知識や学力を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。」としています。

伊賀市においても、更なる少子化により児童生徒数が減少することが予測されている中で、次世代を担う子どもたちが様々な課題を解決しながら生きてい

くために必要な資質・能力を育むためには、人間関係や学校行事も踏まえた質の高い教育の保証、教員の学習面での配置や育成環境を踏まえた学校運営など、伊賀市で育つ子どもたちにとって最適な教育環境を確保することが必要と考えています。

## 伊賀市における望ましいみらいの学校規模（学級数）

### 《国における標準的な学級数の考え方》

国の法令等では、標準的な学級数の考え方として、学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」と規定され、同規則第79条において、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、手引きでは、望ましい学級数の考え方として、「小学校では複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要で、全学年でクラス替えを可能としたり学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数職員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい」とし、「中学校は全学年でクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりする場合には、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」とされています。

### 《小規模化と大規模化の「良さ」と「課題」》

国の標準的な学級数を下回る小規模化や標準を上回る大規模化では、それぞれの「良さ」がある一方で「課題」が生じる可能性があります。

特に小学校では、12学級を下回ると、すべての学年でクラス替えができなくなる可能性があり、人間関係の固定化やクラス同士で切磋琢磨する教育活動ができなくなる可能性があります。また、中学校では、9学級を下回ると、クラブ活動や部活動の選択肢が少ない、専門教科の教員が配置しにくいなどの課題が生じます。

## ●小規模化の「良さ」と「課題」の例

区分	良い点	心配な点
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会の設定がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>・1学年1学級の場合、ともに努力してよりより集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</li> <li>・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</li> <li>・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りにくい。</li> <li>・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</li> <li>・部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>・異学年間の縦の交流が生まれやすい。</li> <li>・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li> <li>・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</li> <li>・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>・学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>・施設・設備の利用時間帯の調整が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置が行いにくい。</li> <li>・学年別や教科別の教員同士で学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨が行いにくい。</li> <li>・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</li> <li>・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>

## ●大規模化の「良さ」と「課題」の例

区分	良い点	心配な点
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力をさらにのばしやすい。</li> <li>・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</li> <li>・児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態が取りやすい。</li> <li>・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</li> <li>・様々な種類の部活動の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。</li> </ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</li> <li>・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</li> <li>・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年内、異学年間の交流が不十分になりやすい。</li> <li>・全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> </ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置が行いやすい。</li> <li>・学年別や教科別の教員同士で学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨が行いやすい。</li> <li>・校務分掌が組織的に行いやすい。</li> <li>・出張、研修等に参加しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員相互の連絡調整が図りづらい。</li> <li>・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担が分散しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</li> </ul>

(中央教育審議会の初等中等教育分科会の小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会(H20.12.2)で配布された資料を参照の上作成)

児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導や学校行事で児童生徒一人ひとりの個別の活動機会が設定しやすいなど、少人数ならではの利点がある一方で、複数の学級を編制できる場合(いわゆるクラス替えができる編制)では、児童生徒同士の間人間関係に配慮した編制、新たな人間関係を構築する力を身に付けやすいなどの利点も考えられます。

他者と協働しながら、複雑で予測困難な社会の変化に対応し、新しい時代を生きぬく力を培うための教育環境を確保するためには、児童生徒が一定規模の集団の中で、多様な価値観や意見に触れ、お互いの意見を出し合いながら切磋琢磨

し、社会性や協調性を育むことなど様々な経験ができるよう、多くの教職員による指導・支援によって学校生活を送ることができる学校規模が必要と考えています。

このため、伊賀市の小中学校の望ましいみらいの学校規模（学級数）を次のとおりとします。

小学校 1学年2学級から3学級 全学年で12学級から18学級  
中学校 1学年3学級から6学級 全学年で9学級から18学級

## 伊賀市における望ましいみらいの学級規模（学級人数）

伊賀市では、三重県の学級編制基準を基本に学級編制を行っていますが、1学年1学級（単学級）の学校では、学級人数に大きな幅があり、極端に減少した場合には、小規模化の課題に加えて、球技や合唱などの集団活動の実施や班活動、グループ編成での学習に制約が生じる可能性やクラス内の男女比の偏りが生じやすいなどといった教育上の課題が考えられます。

このため、よりよい教育環境を確保する観点から、学級編制基準での複数の学級を編制する学級人数を踏まえ、伊賀市の望ましいみらいの学級規模（学級人数）を次のとおりとします。

**三重県学級編制基準による学級編制を基本とする  
小学校・中学校とも 1学級あたり少なくとも18人以上**

## 最低限確保することが望ましい学級規模

「伊賀市における望ましいみらいの学校規模」を確保することを基本方針としつつ、学校の再編や通学区域の調整を検討しても、地理的な要因など、様々な事情により実質的に進めることが困難な場合も想定されます。

そのような場合でも一定の学習集団での個別最適な学びと協働的な学習を進めていく必要性を考え、伊賀市として最低限確保したい学校規模を次のとおり示します。

**小学校は 6 学級以上（各学年 1 学級以上） 1 学級平均 18 人程度  
中学校は 3 学級以上（各学年 1 学級以上） 1 学級平均 18 人程度**

## 学級数による学校規模の分類

一定の学校規模の確保が今後の児童生徒のよりよい教育環境の確保につながると考えることから、伊賀市の小学校・中学校の規模を次のとおり分類します。

今後、「伊賀市学校みらい構想」を進めていくにあたっては、表の分類による学校規模を基本としますが、単に児童生徒数のみに着目するのではなく、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備、安心安全な学校生活、教育の質の更なる充実を目指して検討することが必要と考えられます。

規 模	小学校	中学校	内 容
過小規模校	1～5 学級	1～2 学級	複式学級が存在する規模 <sup>(注1)</sup> クラス替えができない規模
小規模校	6学級	3学級	クラス替えができない規模
	7～11 学級	4～5 学級	一部の学年でクラス替えができる規模
		6～8 学級	中学校の全学年でクラス替えができ、限られた教科で同学年に複数教員を配置できる規模
適正規模校	12～18 学級 (各学年2 ～3学級)	9～18 学級 (各学年3 ～6学級)	全学年でクラス替えが可能 中学校の多くの教科で同学年に複数教員の配置が可能 小学校の授業で教科担任による学習指導が可能
大規模校	19学級 以上	19学級 以上	

(注1) 学年が欠けている場合等もあり、小学校1～5学級、中学校1～2学級であれば必ず複式学級が存在するとは限りません。

## 望ましいみらいの学校配置

### 伊賀市における望ましいみらいの学校配置（通学距離と通学時間）

学校の望ましい配置の検討にあたっては、児童生徒の通学条件を考えることが必要です。通学距離や通学時間が変化すると、児童生徒や保護者の負担面に加えて登下校時での安全面などに配慮する必要があります。

国においては、義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条で公立の小学校や中学校の通学距離、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では通学時間の一定の目安が定められています。

区分	通 学 距 離	通 学 時 間
小学校	おおむね4 km以内	適切な通学手段が確保できることを前提に おおむね1時間以内
中学校	おおむね6 km以内	

伊賀市は、広大な面積や人口分布に地域差があることから、通学距離を絶対的なものとはせずに通学時間も考慮したうえで、いずれかの条件を満たすよう望ましい通学距離と通学時間を次のとおりを定めることとします。

**通学距離**      **小学校** おおむね3 km以内  
                     **中学校** おおむね6 km以内  
**通学時間**      **小学校・中学校とも** おおむね1時間以内

**通学距離が基準を超える場合は、適切な通学手段を確保し、通学時間が基準の範囲内となるようにする。**

### 時代の変化に対応した学校配置の検討

学校教育を取り巻く情勢の変化を踏まえ、旧市町村の枠組みにとらわれない学校配置の検討が考えられます。児童生徒がより良い教育環境で教育が受けられる体制の確保を優先的に考え、これまでの枠組みの考え方から伊賀市全体での学校配置を検討することが必要です。

**望ましいみらいの学校規模・学校配置の適正化に向けた基準**

伊賀市には、現在も小規模校が多く存在し、今後、過小規模校の発生も含めて増加することが予想されています。

複式学級が存在する過小規模校や、小規模校の単学級のうち児童生徒数が極端に少ない学校では、日々の学校運営の中で解決することが困難な教育上の課題が大きくなることも予想されます。

そのため、望ましいみらいの学校規模や学校配置（通学距離や通学時間）を踏まえ、早期に適正化の検討が必要な学校を次のとおりとします。

現時点で望ましいみらいの学校規模である学校についても、今後10年の児童生徒数の動向から将来予想される学校規模を考慮して検討をすることとします。

- 複式学級が存在する（見込まれる）学校
- 全学年が単学級で学年平均児童生徒数が望ましい学級規模の基準に満たない（満たないことが見込まれる）学校

適正化の検討を進めるにあたっては、様々な地域事情を踏まえたうえで従来の「学校の統合」、小学校と中学校の単位ではなく義務教育9年間を通じた学習指導や生活指導などの教育活動に継続性・連続性をもたせた「小中一貫型の学校・義務教育学校の設置」、地域とともに少人数を生かした特色ある教育活動を実施する「小規模校の存続を考えた特認校制度」など、多様な教育活動の可能性について検討することが必要です。